

仕 様 書

堺市障害支援区分認定審査会ペーパーレス会議システム導入業務に関する仕様書（以下、「本仕様書」という。）は以下の通りとする。

1 件名

堺市障害支援区分認定審査会ペーパーレス会議システム導入業務

2 目的

堺市（以下「本市」という。）では、障害支援区分認定審査会で使用する資料を紙媒体で作成の上、郵送にて審査委員へ送付及び回収しているところである。

このたび、本市の障害支援区分認定審査会において、ペーパーレス及びビデオ会議システム（以下「本システム」という）を導入することで、障害支援区分認定審査会の効率的な運営及び審査会事務全般の業務軽減を図り、審査期間の短縮や対応件数の増加に対応し、障害福祉サービスを必要とする住民への速やかなサービス提供を実現することを目的としている。

本業務は、クラウド型ペーパーレス会議システムの利用を主たる内容とし、当該システムを利用するために必要な機器についても、併せて賃貸借により調達するものである。

3 履行期間

契約期間

契約締結日から令和13年8月31日まで

(1) システム運用開始日

令和8年10月1日

ただし、令和8年8月1日からシステム運用開始日の前日までは準備期間とし、その間のシステム利用料は無償とすること。

(2) 導入期間

令和8年8月1日から令和8年9月30日まで

システム運用開始日までに、本業務に係る本システムの構成及び操作研修会を実施し、システムを利用開始できる状態とすること。ただし、本市への機器等の納品及び賃貸借費用発生日は、令和8年9月1日とすること。

(3) 保守運用期間

システム運用開始日から令和13年8月31日まで

ただし、契約締結日からシステム研修月までは準備期間とし、その間の保守運用費用は無償とすること。

(4) 納入品

ア 本システム

利用ユーザーは76人、同時接続数は最大で10接続とし、本業務に係る本システムの構成及び操作研修会を実施し、システムを利用開始できる状態とすること。

イ 機器等 65台

(5) 納入（履行）場所

堺市役所障害福祉サービス課（大阪府堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館7階）

(6) 使用場所

堺市役所並びに審査委員の職場及び自宅等

4 操作研修の実施

障害支援区分認定審査員及び事務局職員を対象とする操作研修を次のとおり実施すること。
また、運用開始日までに操作マニュアルを作成し、操作マニュアルについては電子データ1部と紙で審査委員版72部、事務局版4部、予備用各2部を提出すること。なお、操作マニュアルはIT専門用語を避け、画面キャプチャやデモ画面を活用して分かりやすく記載し、記載内容に沿って操作すれば問題なくシステムを利用できるようにすること。

- ア 障害支援区分認定審査員向け操作研修：1回（2時間程度、最大対象者10人）
操作研修は集合形式とし、研修会場（プロジェクター及びスクリーンを含む。）は、本市にて準備するものとする。

5 保守運用要件

- (1) 本システムの設定、操作方法に関する専用のコールセンターを有すること。
- (2) 電話又はメールでの受付が可能であること。
- (3) 平日9時から17時30分での受付対応が可能であること。
- (4) 操作方法等の運用支援やトラブル時の解決支援（本システム側とハードウェア側のいずれに原因があるかの切り分け）について、コールセンターで対応可能であること。

6 システム機能要件

本システムに係るセキュリティ及び機能要件については、次の仕様を満たすこと。

- (1) 1つのアプリケーション内で、審査会資料の閲覧、共有のペーパーレス化及びビデオ会議が一体型のサービスとして提供されており、複数のウィンドウの切替や最小化といった煩雑な操作を必要としないこと。
- (2) 会議ごとに公開する期間を設定できること。
- (3) 審査会資料についてはPDF形式の資料がシステム上に登録できるものとし、Wi-Fi環境を通じていつでも閲覧することが可能であること。
- (4) 利用する端末に対応できるようWindowsOS、iOS及びiPadOS、AndroidOSと同等のOS最新バージョンに対応していること。
- (5) システムバージョンアップがあった場合に随時最新版を提供すること。
- (6) Webブラウザ上からも利用することができること。
- (7) 会議は時系列順に表示されること。
- (8) ログインユーザーに対して閲覧権限のある資料のみが表示されること。
- (9) サーバーに保存できるデータ容量は50GB以上であること。
- (10) 資料閲覧時にページの特定の位置を指し示すポインター機能があること。
- (11) 資料ページの拡大・縮小表示ができること。
- (12) 資料ページの拡大率を維持したままページの遷移ができること。
- (13) 資料ページにマーカー・メモ・テキストメモなどの追加・削除ができること。
- (14) 資料ページに手書きメモが書けること。また、メモは自動保存されること。
- (15) 資料を分割して表示することができ、それぞれの資料画面で書き込みができ保存されること。
- (16) タッチパネル端末においては、画面状のピンチイン・ピンチアウト操作及び画面上のボタン操作で拡大・縮小ができること。
- (17) 各審査委員が各審査対象者資料を見ながら、任意の事前判定値を入力することができること。
- (18) 各審査委員は、入力した事前判定値をいつでも変更することができること。ただし、事務局が入力を締め切った以降は、変更することができなくなること。
- (19) 事務局アカウントでは、専用アプリケーション内で会議を作成できること。
- (20) 会議ごとに参加者及び開催日時を登録、修正及び削除することができること。
- (21) 事務局アカウントでは専用アプリケーション内で設定された会議に資料を登録することができること。1会議あたりに登録できる資料はシステム上限を超えない限り、複数登録できること。
- (22) 事務局側で資料のダウンロード制限をできること。
- (23) 登録した資料は単一ファイル内で審査対象者ごとに分割できること。

- (24) メール機能等で会議の開催・中止、資料の登録・変更について参加者に通知することができること。
- (25) 会議ごとに参加者の事前判定の回答状況を確認できること。また、事前判定の結果を収集し、CSV形式又はPDF形式で出力できること。
- (26) 各審査委員が選択した事前判定値が一致しない審査対象者については強調して表示され、容易に視認できること。
- (27) ユーザーごとにログインID、パスワードを設定できること。また、事前に登録された端末以外からの接続を禁止できる機能を有すること。
- (28) 職員を運用管理者として登録できること。運用管理者は、ユーザーの管理（登録、削除、アクセス制限など）、端末の管理（登録、削除、利用制限など）が適宜できること。
- (29) 管理者アカウントを使用してWebブラウザ上で管理者サイトにログインできること
- (30) CSVファイル等を利用してユーザー情報を一括で登録することができること。
- (31) ユーザーを合議体ごとのグループに分けることができること。
- (32) 管理者によるパスワードの変更ができること。
- (33) 過去に作成した会議情報は、意図的に削除しない限りライブラリに表示され続け、参加者はいつでも資料を見返すことができること。
- (34) 管理者サイトで各審査委員のログイン・会議参加等のログを確認できること。また、ログを加工可能な状態で出力できること。
- (35) 管理者サイトでは、契約ライセンスの状態を確認できること。
- (36) 管理者サイトでは、開催している会議への接続数を確認できること。

7 システム条件

- (1) データセンターが日本国内に設置されているクラウド型サービスであること。
- (2) 円滑な会議の進行に必要な機能を有するシステムであること。
- (3) クラウド型サービスのプラットフォームは、政府基準に基づくクラウドサービスセキュリティ評価制度「ISMAP（スマップ）」に登録されていること。
- (4) 審査会システムを利用するPCやタブレット端末等に対応できるよう、WindowsOS、AndroidOS、iOS及びiPadOSと同等のOSの最新バージョンに対応していること。
- (5) 上記の各OSに対して、専用アプリケーションを追加費用なくインストールでき、かつ、インストール不要なブラウザでも利用できること。
- (6) 専用アプリケーション、ブラウザ双方において、単独で会議の主催と参加が可能であること。
- (7) 追加機能及び変更があった場合は、別途定める場合を除き、追加費用なく提供されること。
- (8) 賃貸借期間中にユーザー数及び同時接続の増減があっても支障がないこと。ただし、ユーザー数又は同時接続数の増加に伴う審査会システムの利用料の増加については、別途協議の上決定する。

8 機器について

- (1) 本システムを利用する機器のOSはWindowsOS、AndroidOS又はios及びiPadOSのいずれでも可とする。
ただし、業務運用上の統一性及び保守効率の確保の観点からOSを混在させないものとする。
なお、本システムのキッティングに係る作業（初期設定並びにアプリケーションのインストール及び設定）は、本市で行うものとする。
※ただし同等以上の性能を有する端末についても可能とするが、その際はセキュリティソフトを導入すること。
- (2) 機器のうちタブレットについては、60か月のレンタルとし、故意又は過失を除く故障時（破損盗難を含む。）の修理保証を付帯すること。ただし、修理対応は送付バック形式とする。

- (3) 機器のうち付属品（ケース、保護フィルム、電子タッチペン）については、本市による一括買取りとし、うち、電子タッチペンにはメーカー出荷日より1年間のメーカー標準保証を付帯すること。ただし、修理対応はセンドバック形式とすること。
- (4) タブレット端末本体、電子タッチペン、電源アダプター1台毎に管理番号を付し、管理台帳を作成すること。
タブレットのカバー部分に、コールセンターの番号を分かりやすく記載すること。
また、当該管理台帳は本市が編集可能なExcelデータで納品すること
- (5) 前提条件
端末については、60か月レンタルでの調達とし、故意又は過失を除く故障時（破損盗難を含む。）の修理保証を付帯すること。ただし、付属品はこの限りではない。
故障等への対応（修理又は交換対応）に係る費用は全額受注者が負担すること。
受注者は、交換端末について、発注者から交換依頼を受けた日から5営業日以内を目安に発送すること。故障端末の返却、交換端末の発送の双方について、送料は受注者負担とする。
- (6) タブレット要件
本件における端末のOSは、下記要件を満たす限り、WindowsOS、AndroidOS又はiPadOSのいずれでも可とし、詳細要件は以下のとおりとする。なお、修理対応はセンドバック形式とする。

項目	必要機器	数量	仕様	
審査委員用端末	タブレット	61台	機種 : iPad OS : iPadOS 18.0 以上 ストレージ : 128GB 以上 解像度 : 2360×1640 ピクセル以上	機種 : Windows OS : Windows11 以上 ストレージ : 128GB 以上 解像度 : 1920 × 1200 ピクセル以上
事務局用端末		4台	ディスプレイ : 13インチ以上 モデル : Wi-Fi モデル タッチパネル : 対応	ディスプレイ : 13インチ以上 モデル : Wi-Fi モデル タッチパネル : 対応

- (7) 付属品要件
付属品については、本市による一括買取りとし、うち、電子タッチペンにはメーカー出荷日より1年間のメーカー標準保証を付帯する。ただし、修理対応はセンドバック形式とする。キーボードは原則不要とする。ただし、コンバーチブル型の場合は、標準でキーボードが付属する構造のため、キーボード付属を可とする。

項目	必要機器	数量	仕様
付属品	ペン	65本	Apple Pencil (USB-C) Windows 該当機種メーカーが提供する純正品とする。 ただし、正常に使用できる場合は同等品でも可とする。
	ケース	65個	調達する端末に対応しているもの
	フィルム	65個	調達する端末に対応しているもの ただし、コンバーチブル型は保護フィルムを必須としない。

iPad 端末を調達する場合に必要な事項

- ア iPad 端末を調達する場合、本市の Apple Business Manager（以下「ABM」という。）環境において端末登録を行うため、当該端末が ABM に登録可能な状態で納品すること。また、ABM 登録に必要なシリアル番号等の情報は、納品時までには本市へ提供するこ

と。

- イ Mobile Device Management (以下「MDM」という。)により、端末の初期設定、審査会システムに係るアプリケーションの一括配信、構成プロファイル設定及びアップデート等の保守運用を行うため、賃貸借期間中の MDM 利用料を見積りに含めること。
- ウ MDM ライセンスは、賃貸借期間中継続して利用可能なものを一括又は事業者の責任において更新を行うものとし、本市が支障なく運用を継続できる体制を確保すること。
- エ 管理用アカウントの帰属や設定方法の詳細については別途協議の上決定するものとする。また、納品後は、本市が管理者権限を専有し、自ら運用管理が可能な状態にすること。
- オ MDM の導入設定、運用及び保守については、本市が行うものとする。
- カ MDM 要件
 - (ア) ABM と連携し、自動デバイス登録 (ADE) に対応していること。
 - (イ) 端末の初期設定、アプリケーションの一括配信、構成プロファイル (Wi-Fi 設定、パスワード要件等) の配布が可能であること。
 - (ウ) 遠隔ロック、遠隔消去 (ワイプ) 等のセキュリティ管理が可能であること。
 - (エ) 賃貸借期間中を通じ、MDM の安定した運用が確保されること。

9 セキュリティ対策・障害時の対応について

セキュリティについては、次の要件を満たすものとする。

- (1) 本システム及びそれに係る機器の正常な稼働を維持するため、不正アクセス、情報漏えい、ウイルス対策などのセキュリティ対策を徹底すること。
- (2) 本システムを利用した時にはログイン履歴を取得し12か月以上管理すること。また、必要に応じて本市に提示又は提出すること。
- (3) 不正アクセス発生時には、速やかに本市へ報告し、調査、原因分析、再発防止策を実施すること。
- (4) 障害や不具合による利用制限及び停止を回避するため、バックアップ体制を構築し、バックアップを日次で1回取得し、直近3日分以上のデータを保管すること。
- (5) 本業務の遂行にあたっては次に掲げる法令をはじめ、各種法令及び本市の条例、規則、堺市情報セキュリティポリシー等を遵守すること。
 - ・個人情報の保護に関する法律
 - ・堺市情報セキュリティ基本規程
 - ・堺市情報セキュリティ対策基準要綱
- (6) サーバーと端末間の通信経路に暗号化対策が講じられていること。
- (7) 個人所有端末からの利用を制限する機能があること。
- (8) 管理者は、利用者の端末を ID 等を用いて特定することができること。
- (9) パスワードを複数回間違えた場合は、アカウントロックがかけられること。

10 データセンターについて

次の仕様を満たすこと。

- (1) データセンターは日本国内に設置され、24時間365日の運用・監視体制が確保されていること。
- (2) 地震、火災、漏水等の災害に対する十分な対策が講じられており、災害時に備えたバックアップ体制が整っていること。
- (3) 建物の出入口には適切な防犯措置が取られていること。
- (4) データセンターへの入館は、事前登録された者のみが可能となるよう管理されていること。
- (5) 停電時でも無停電電源装置等により継続運用できる対策が講じられていること。
- (6) サーバーに対する不正アクセス、情報漏えい、ウイルス感染等を防ぐためのセキュリティ対策が万全であること。

11 その他

- (1) 受注者は、業務で知り得た情報を本市の承認なく利用、第三者への提供・公表を行っては

ならない。これは契約終了後も同様とする。

- (2) 契約終了後は本業務に関する情報を全て廃棄・消去し、書面にて廃棄証明書を提出すること。
- (3) 別紙1「暴力団等の排除について」を遵守しなければならない。
- (4) 本仕様書に疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない事項については、受注者は本市と協議の上、決定すること。
- (5) 賃貸借期間終了後はハードウェアを回収することとし、回収及び記憶装置のデータ削除に要する費用は、事業者負担とすること。
- (6) ハードウェア回収後すぐに記憶装置のデータ消去を行い、復元不可能な状態にするとともに、抹消したことを証明する書類を遅滞なく本市の提出すること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1)及び(2)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1)に定める報告及び届け出又は(2)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて引渡期限の延長等の措置をとるものとする。